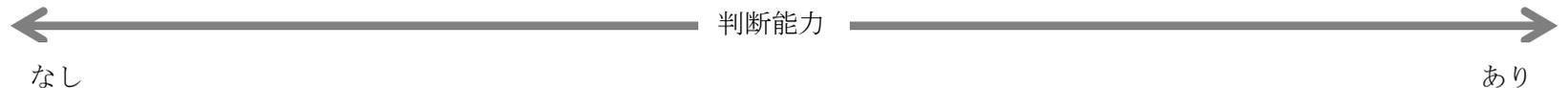


成年後見制度 3つの類型比較表

	後見	保佐	補助
支援される人	しっかりしていることがほとんどない方 (判断能力が欠けている方)	しっかりしているときもあるが忘れるときがだいぶ増えてきた方 (判断能力が著しく不十分な方)	以前と比べると忘れっぽくなった方 (判断能力が不十分な方)
支援する人	成年後見人	保佐人	補助人
選び方	家庭裁判所に申し立てをして選任してもらう		
監督する人	家庭裁判所または成年後見監督人	家庭裁判所または保佐監督人	家庭裁判所または補助監督人
家庭裁判所へ申し立てする人	本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長等		
申立てする時に本人の同意が	不要	不要 (代理する権限を保佐人に与える場合には必要)	必要
判断能力が低下しているかどうかの鑑定が必要か?	必要	必要	原則として診断書等でも可
取消(同意)権の範囲	日常生活に関する行為以外の行為	民法13条1項に定める行為 *1	民法13条1項に定める行為の一部 *1
代理権の範囲	財産に関する法律行為についてのあらゆる代理権と財産管理権	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為 *2	申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為 *2
成年後見人等の職務	本人の生活、療養看護及び財産に関する事務	同意権・取消権・代理権の範囲における本人の生活、療養看護および財産に関する事務	同意権・取消権・代理権の範囲における本人の生活、療養看護および財産に関する事務
支援する人の義務	本人の意思の尊重、本人の心身の状態および生活の状況に配慮		
資格制限(欠格要項) *2019年5月全面撤廃	<ul style="list-style-type: none"> 選挙権、被選挙権 ←2013年撤廃 印鑑登録 公務員、税理士、医師など資格の一部 	<ul style="list-style-type: none"> 公務員、税理士、医師など資格の一部 	なし



*1 民法 13 条 1 項に定める行為

「保佐人」には、不動産を処分したりお金を借りたりするなどの以下の「重要な法律行為」について、後見人同様、不利益な契約を取り消すことができる取消権が与えられます。ただし、自己決定の尊重の観点から、日用品（食料品や衣料品等）の購入など「日常生活に関する行為」については、「保佐人」の同意は必要なく、取消しの対象にもなりません。

「補助人」は、以下のなかで、裁判所が認めた事項について契約を取り消す取消権、「被補助人」に代わって契約を行う代理権が与えられます。

1. 貸金の元本の返済を受けること。
2. 金銭を借入れたり、保証人になること。
3. 不動産をはじめとする重要な財産について、手に入れたり、手放したりすること。
4. 民事訴訟で原告となる訴訟行為をすること。
5. 贈与すること、和解・仲裁契約をすること。
6. 相続の承認・放棄をしたり、遺産分割をすること。
7. 贈与・遺贈を拒絶したり、不利な条件がついた贈与や遺贈を受けること。
8. 新築・改築・増築や大修繕をすること。
9. 一定の期間を超える賃貸借契約をすること。

取消（同意）権の範囲

被成年後見人 > 被保佐人 > 被補助人



被補助人に比べ被保佐人への取消（同意）権の範囲が広い

*2 申立ての範囲内で家庭裁判所が定める特定の法律行為

保佐人と補助人に審判によって与えられる代理権は、本人の生活、療養看護および財産に関する法律行為であれば何でもよく、要介護認定の申請や介護支援契約の締結なども含まれます。参考までに以下に例を記載しておきます。

- 1..不動産、動産等すべての財産の保存、管理、変更及び処分に関する事項。
- 2..金融機関、証券会社とのすべての取引に関する事項。
- 3..保険契約（類似の共済契約等を含む）に関する事項。
- 4..定期的な収入の受領、定期的な支出を要する費用の支払いに関する事項。
- 5..生活費の送金、生活に必要な財産の取得、物品の購入その他日常関連取引に関する事項。
- 6..医療契約、入院契約、介護契約その他の福祉サービス利用契約、福祉関係施設入所契約に関する事項。
- 7..登記済権利証、印鑑、印鑑登録カード、各種カード、預貯金通帳、株券等有価証券、その預り証、
重要な契約書類その他重要書類の保管及び各事項処理に必要な範囲内の使用に関する事項。
- 8..登記及び供託の申請、税務申告、各種証明書の請求に関する事項。
- 9..以上の各事項に関する行政機関等への申請、行政不服申立て、紛争の処理（弁護に対する民訴法 55 条 2 項の特別授權事項を含む訴訟行為の委任、公正証書の作成嘱託を含む）に関する事項。
- 10..複代理人の選任、事務代行者の指定に関する事項。
- 11..以上の各事項に関連する一切の事項。